

○津山工業高等専門学校総合情報センター

運営委員会規程

平成 29 年 3 月 21 日
規 程 第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校総合情報センター規程（平成 18 年規程第 13 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合情報センター（以下「センター」という。）の事業の計画及び実施に関する事項
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) その他部門間の調整等、センターの運営に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専門教員
- (4) センター員

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、前条第 2 号の委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(意見聴取)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。